

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年8月7日 19時00分ごろ
発生場所	神奈川県金田湾 金田港東防波堤灯台から真方位031° 2.2海里（M）付近 （概位 北緯35° 11.6′ 東経139° 41.4′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ダブル オーシャンズ} W Oceansは、西進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年8月22日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート W Oceans、12トン
船舶番号、船舶所有者等	260-45257東京、ワイドウェル合同会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼に曲損等 定置網 網を切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時 日没時刻：18時39分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人8人（以下「同乗者」という。）を乗せ、金田湾で開催される花火大会を海から見物する目的で、神奈川県横須賀市所在のマリーナを出航した。</p> <p>船長は、レーダーを休止させたまま、操舵室の椅子に腰を掛けて手動操舵で操船に当たっていた。</p> <p>船長は、金田湾内を航行するのは初めてであったので、出航前にインターネットの地図のアプリケーションで湾内の様子及びGPSプロッターの画面で定置網の場所をそれぞれ確認していたが、同画面に表示されない定置網があることを知らず、同画面に表示される定置網のマークに気を付けて航行すれば安全に航行できると思った。</p> <p>本船は、周囲が暗い状況下、船長がGPSプロッターの画面に表示される定置網のマークに気を付け、時折目視で周囲を見ながら、金田湾内を約6ノットの対地速力で西進した。</p> <p>船長は、船首方に白いブイを認めたので、本船を停止させた後、後進して同ブイから離れようとした際、プロペラに何かが絡まったような違和感があり、定置網のロープに絡まったかもしれないと思い、周囲を確認したところ、金田湾内に敷設された小型の定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、同乗者の負傷の有無並びに本船及び本件定置網の損傷状況</p>

を確認後、携帯電話で118番通報した。

本船は、海上保安庁から依頼を受けた漁船により引き出され、自力で航行してマリーナへ帰航した。

(図1 参照)



図1 事故発生場所概略図

本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約1.3mであった。

船長は、海上保安庁のホームページを見たり、地元の漁業協同組合へ定置網の敷設状況を問い合わせたりするなどの水路調査を行っていなかった。

船長は、本件定置網の存在を知らず、GPSプロッターの画面に定置網のマークが表示されていなかったため、本件定置網が敷設されていることに気付かなかった。

海上保安庁刊行の漁具定置箇所一覧図第7(61207)には、概説として次のとおり記載されている。

- ・小型定置漁具(第2種共同漁業)は水深約27m未満の沿岸各地に存在し、その個々の位置が確定していないので本図中には図示しない。

船長は、海上保安庁が作成した乗揚げ海難防止のパンフレット*1により、金田湾内は定置網が非常に多い海域であり、事前に十分な水路調査を行い、漁具等の位置関係を把握するよう注意喚起されていることを知らなかった。

ヨット・モーターボート用参考図H-173(浦賀水道)には、本

*1 乗揚げ海難の防止として定置網等の情報を集約し、注意喚起情報が掲載されたパンフレットで、ホームページで閲覧できる。
URL : <https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/05koutuuanzen/anzenjyouhou/panfu/images/noriage/wanrifu.pdf>

	<p>事故発生場所付近に次のとおり注意喚起情報が掲載されている。</p> <p>この区域内小型定置網が非常に多い。</p> <p>(付図1 乗揚げ海難防止パンフレット抜粋、付図2 ヨット・モーターボート用参考図H-173 (浦賀水道) 参照)</p>
分析	<p>本船は、周囲に定置網が非常に多い状況下、金田湾内を西進中、船長が、GPSプロッターの画面に表示される定置網のマークに気を付けて航行すれば安全に航行できると思い、水路調査をしていなかったことから、本件定置網の存在に気付かずに航行し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、設置場所不明な多数の定置網があることを知らなかったことから、GPSプロッターの画面に表示される定置網のマークに気を付けて航行すれば安全に航行できると思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、周囲に定置網が非常に多い状況下、金田湾内を西進中、船長が、設置場所不明な多数の定置網があることを知らなかったが、GPSプロッターの画面に表示される定置網のマークに気を付けて航行すれば安全に航行できると思い、水路調査をしていなかったため、本件定置網の存在に気付かずに航行し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、GPSプロッターに表示されない定置網があることを理解してGPSプロッターに依存し過ぎることなく、出航前に海上保安庁のホームページやヨット・モーターボート用参考図等で確認したり、地元の漁業協同組合に問い合わせたりして、航行予定海域の定置網の敷設状況を調査しておくこと。 ・ 小型船舶の船長は、夜間、定置網が多く、GPSプロッターの画面に表示されない小型の定置網が多い海域には接近しないことが望ましい。

付図2 ヨット・モーターボート用参考図H-173 (浦賀水道)

